

## 候補者男女均等法のかたわらで

## 政治における男女共同参画推進

日本の国会議員における女性の比率は、衆議院 10.1% (47 人)、参議院 20.7% (50 人) と、先進国では最低レベルとなっている。そのような中、衆参両院や地方議会の選挙で、候補を擁立する政党や政治団体に対して、男女の候補者数をできる限り「均等」にするよう努力義務を求める「政治分野における男女共同参画推進法」(候補者男女均等法)が、2018年5月16日に参議院で可決され、23日に公布・施行された。すでに2015年に超党派議員連盟により原案がまとめられていたが、2017年の通常国会で成立の見通しが、秋の衆議院解散で廃案となった。それだけに、政治分野における男女共同参画の最新のひとまずの「成果」と言えるだろう(罰則規定はない)。

## 土俵上の「女人禁制」

その一方で、いささか旧聞に属す感もあるが、ほとぼりが冷め、忘れられかけている今こそ2018年4月4日、京都府舞鶴市の大相撲春巡業中のハプニング、土俵上の「女人禁制」事件について改めて取り上げておきたい。こちらの方は、女性排除である。

ちょうど土俵上で挨拶していた多々見良三・舞鶴市長が、突然倒れた。その際、客席にいた女性看護師たちが土俵に上がり救命処置(心臓マッサージ)したことに對し、土俵から下りるよう、行司から場内アナウンスで何度も促された事件である。

土俵に女性が上がれないという「大相撲におけるジェンダー問題」については、古くは1990年、森山真弓官房長官(当時)による、土俵での内閣総理大臣杯授与を日本相撲協会が拒んだことが思い出される。また2000年に、太田房江・大阪府知事(当時)による土俵での府知事賞授与を同協会が拒否したことは、当時大きな話題を呼んだ。今回の舞鶴市での事件は、単なる土俵上の女人禁制だけではなく、「人命救助」がかかっていたことから、せつかく救助に当たった女性たちへのこのような対応に、批判の声が多くあがったのである。

本誌において以前に、奈良県の「大峰山の女人禁制」、およびその開放を求める運動について言及したことがある。「大峰山女人禁制」の開放を求める会(以下、「求める会」)は、2003年に結成された(共同代表:畑三千代・源淳子)。「宗教とジェンダー」を研究する者にとっては有名な事例であるが、このような運動の存在は一般にはあまり知られて来なかったかもしれない。このたびの舞鶴市における土俵上の「女人禁制」事件にも、「求める会」は素早い反応を示した。大相撲における女性排除という、「スポーツとジェンダー」問題は、宗教(言説)における女性排除の問題と本質的には同じものとみなしたのである。土俵から女性を排除する理由としてよく挙げられる「伝統」や「聖域」や「神事」は、「宗教」と重なる点もあり、特に女性の「穢れ」がその根拠とされることが多いからである。今回の舞鶴の事件は、「スポーツ」「ジェンダー」「宗教(言説)」という3つの領域が交差する象徴的事例と言えよう。

## 人命よりも重い「伝統」とは

さて「求める会」は、早速4月6日、「抗議文」を日本相撲協会に送付している。その後、4月18日、公益財団法人の日

本相撲協会を所管する内閣府に対し、「女人禁制」の開放に向け、「男女共同参画」の実現上からも、相撲協会への指導を求める「要請文」を送付したという。

さらに「求める会」は、日本相撲協会と「大峰山」関係寺院に「公開質問状」を送付し、回答を求めたといわれる。「求める会」は、「メディアのなかで日本相撲協会が「女人禁制」を「伝統」という理由を挙げていることは理解できず、「合理的理由もなく、女性を排除する伝統に対し女性差別である」とし、「時代の変遷に即した伝統・文化の見直しを求め」ているのである(引用ママ)。日本相撲協会への公開質問状の質問事項の内容は、以下にみるように、女人禁制の「伝統」の由来や根拠について問うものとなっている(それぞれの質問には回答の選択肢が示されているが、ここでは必要最小限の箇所のみ記す。「大峰山」関係者への質問事項はこれらとは若干異なり修驗道版となっている)。

- (1) 日本相撲協会は、「女人禁制」の理由を「伝統・しきたり」などで理由づけをされていますが、その通りでしょうか。
- (2) 日本相撲協会は「女人禁制」を今後見直すかどうかのコメントは一切出されていませんが、今後の予定をお伺いします。
- (3) 土俵の「女人禁制」の伝統はいつから始まったとお考えですか。
- (4) (1) ではいと回答されたなら、「伝統」についてお伺いいたします。「伝統」の理由は次のうちのどれでしょうか。
  - ① 神事 ② その他(具体的理由 \_\_\_\_\_) ③ わからない
- (5) (4) で神事と回答されたなら、神事の「女人禁制」の理由を示してください。
  - ① 女性が穢れているから ② その他(具体的理由 \_\_\_\_\_) ③ わからない
- (6) 「女人禁制」は憲法違反だという声がありますが、どう思われますか。

4月中に大峰山関係の3寺院からは回答が寄せられたと伝え聞く。「伝統」という言葉は、その場を取り繕う便利な言葉であり、思考停止をもたらすことも多い。まずは語られる「伝統」が本当に昔からそうあり続けてきたのかどうか、その歴史性を吟味する必要がある。万が一にも人命よりも重いとされたとしたら、なおのことである。少なくとも「女性の穢れ」の成立時期が、それほど大昔ではないことは、最新の実証的な歴史研究により明らかにされてきている。

## [参考文献]

- 「大峰山女人禁制」の開放を求める会編『現代の「女人禁制」』解放出版社、2011年。
- 片岡耕平「女性の穢れの成立」、歴史科学評議会編『歴史評論』2018年4月号(816号)。
- 吉崎祥司・稲野一彦「相撲における『女人禁制の伝統』について」、『北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)』59(1)、2008年8月。